Ⅲ. 発災時対応編

- 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応
- (1)被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- ▶ 事前に検討・調整しておいた各主体の役割分担を確認する。
- ▶ 事前に協力体制を構築している住宅・建築関係団体、法律、福祉、雇用、金融等の 関係団体等に協力を要請し、相談体制を整備する。

<参照>

事前に準備し ておくこと

⇒ Ⅱ.事前準備編

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備 (1)被災した住宅の修理等に関する相談体制の整 備に向けた準備

P. 19

(2)相談対応の実施

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- ▶ 被害状況や関係団体の協力状況等を踏まえ、事前に検討していた相談方法(電話相談、窓口相談及び現地相談)の中から実施可能かつ効果的な相談方法を決定するとともに、事前に準備していた相談業務マニュアルを必要に応じて更新の上、決定する。
- ▶ 当該相談業務マニュアルに基づき、相談方法に応じた業務内容、各主体(都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等)の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について決定し、連携先の住宅・建築関係団体及びその他関係団体等にこれらの内容を伝える。
- ▶ 被災した住宅の修理等の相談対応を実施する。
- ▶ また、相談に際して、事前に整理した各種の被災者支援策のうち、活用が可能なものについて、必要に応じて被災者に情報提供を行う。

【留意点】

- ◆ 市町村や都道府県の本庁舎や支所に相談窓口を設置する他、被害が大きな地域等に相 談窓口を設けることが考えられる。
- ◆ また、被害状況や被災者の利便性も考慮し、開設時間や設置場所にも留意する。例えば、避難所、水・食料・物資等の配布場所、病院等の公共的な施設等に簡易な窓口を設置することが考えられる。
- ◆ 被災者が複数の制度について効率的に相談や申請ができるよう、複数の制度の相談・ 申請窓口を近くに配置することも考えられる。

<参照>

事前に準備し ておくこと

⇒ Ⅱ.事前準備編

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備 (2)相談方法の検討と相談業務マニュアルの準備

P. 25

(3)修理業者に関する情報提供の実施

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

▶ 被災者自らが修理業者を探して工事を依頼できるよう、住宅・建築関係団体と連携 し、事前に準備していた仕組により、被災者に対し、最新の修理業者リストを提供 する。

《住宅・建築関係団体》

- ▶ 事前に作成しておいた修理業者リストの掲載業者に、被害状況及び応急修理工事の 対応可否を照会し、修理業者リストを更新する。
- ▶ 更新した修理業者リストを都道府県に提出する。

<参照>

事前に準備しておくこと

⇒ Ⅱ.事前準備編

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備 (3)修理業者に関する情報提供の準備

P. 29